



COVID-19 関連法令(四)

税金徴収法《税捐稽徴法》第26条規定の解釈通達の公布により納税の延期又は分割納税が可能に

財政部は解釈通達を公布し、「嚴重特殊伝染性肺炎予防及び救済振興特別条例」施行期間(2020年1月15日から2021年6月30日)において、納税義務者が新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大による影響を受け、規定の納付期間内に一括納税出来ない場合、税金徴収法第26条の規定に基づき、規定の納付期間内に管轄税務当局へ納税の延期又は分割納税のいずれかを申請することが出来ます。

台財税字 第10904533690号	納税の延期又は分割納税の申請
施行期間	「嚴重特殊伝染性肺炎予防及び救済振興特別条例」に合わせ2020年1月15日から2021年6月30日
根拠法令	税金徴収法第26条
関連優遇	一、納税額の制限無し 二、延期は最長一年 三、分割は最長三年
申請期限	規定の納税期限内に納税の延期又は分割納税のいずれかを選択して申請することが出来る (例: 2019年度営利事業所得税の納付期間2020年5月1日から6月1日までに申請する。申告納付延期条件に適合する場合、2020年6月30日までに申請する。)
申請対象	管轄の主務税務当局
核准	主務税務当局は受理後、その状況により延期後の納税期限又は納税分割回数を承認する
期限までに納税しない場合	税金徴収法第27条 期限までに納税しない場合、税務当局は当該納付期間の満了日の翌日から3日以内に、納税義務者へ未納税額通知を発行する。10日以内に一括納税しない場合、未納部分に対して強制執行が行われる。
申請書	添付参照

添付

個人の新型コロナウイルス(COVID-19)の影響による納税の延期又は分割納税申請書 (国税適用)

申請日: 年 月 日

納税義務者	身分証番号
戸籍住所	
連絡先住所	
連絡先電話番号	(屋間) (携帯電話)
申請理由及び税目	<p>新型コロナウイルスの影響により規定の納付期間内に一括納税出来ないため、税金徴収法(税捐稽徴法)第26条及び財政部2020年〇月〇日台财税字第〇〇〇号の規定に基づき、納税の延期又は分割納税を申請する。</p> <p>一、申請理由: <input type="checkbox"/> 無給休暇 <input type="checkbox"/> 短期における収入の急減 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>二、税金類別: <input type="checkbox"/> 個人所得税 <input type="checkbox"/> 建物・土地合一所得税 <input type="checkbox"/> 特種貨物及び役務税 <input type="checkbox"/> 年度申告の納付すべき税金(税額: _____元)。 <input type="checkbox"/> 年度査定の追徴税、過料(納付書原本__部を添付)。 (管理コード: _____ 税額: _____元, 納付期限日: 年 月 日)</p> <p>三、税還付金がある場合、規定により未納税額から差引く。なお残額がある場合、<input type="checkbox"/> 納税額から分割して差引くことに同意する。</p>
申請する延期期間又は納税分割回数 (いずれか1つのみ申請可能)	<input type="checkbox"/> 延期 _____ 個月 <input type="checkbox"/> _____ 回の分割納税

納税義務者: (署名又は押印)
代理人(納付書の受領代行): (署名又は押印)
代理人身分証番号:

注記: 代理人に委託する場合、代理人の資料の記入のほか、委任書及び代理人の身分証のコピーを添付すること。

-----切取線-----切取線-----切取線-----

個人の新型コロナウイルス(COVID-19)の影響による納税の延期又は分割納税申請書 受領書

個人所得税 建物・土地合一所得税 特種貨物及び役務税
 年度申告の納付すべき税金
 年度査定の追徴税、過料(納付書原本__部を添付)

____氏(身分証番号: _____)が納税の延期又は分割納税を申請する納付書原本____部、及び関連証明書類計____枚を受領した。

注記:

- 一、申請者の權益を保障し、後日の照合に使用できるよう、この受領書を保管してください。
- 二、郵送で申請する場合、戸籍所在地の国税局の所属分局、地方税務所又は服務処へ書留郵便でお送りください。並びに郵便局の領収書と併せてこの受領書を保管してください。
- 三、注意事項の詳細は以下を参照。

税務当局検収欄

注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 査定追徴(追納)税金について納税の延期又は分割納税を申請する場合、納付書に記載の納税期限日まで本申請書を記入し、当初の納付書と併せて当初査定された国税局へ提出する。 確定申告した納付すべき税金について、納税の延期又は分割納税を申請する場合、法定の確定申告期限日又は法により延長した確定申告期限日までに本申請書を記入し、確定申告書のコピー又はインターネット申告時の受領書と併せて、戸籍所在地の国税局の所属分局、地方税務所又は服務処へ提出する。 (規定の納付期限までに申請を提出できない場合、行政程序法第50条の規定により、その原因の消滅後10日以内に申請を提出すること) 2. 納税延期期間又は納税分割回数: (1)延期: 1から12個月 (2)分割: 2から36回、1か月を1回として計算する。 3. 納税の延期又は分割納税が承認された場合、同一事由により納税の延期又は分割納税を再申請することは出来ない。別の事由により未納税金について、納税の延期又は分割納税を再申請する場合、前回納税の延期を選択した者は今回も延期に限定される。前回分割納税を選択した者は、今回も分割納税に限定される。前回及び今回の納税の延期期間又は分割納税期間の合計は3年を超えてはならない。 4. 納税義務者は分割納税するいずれかの回の税金を期限までに納付しない場合、税務当局は納税義務者へ未納税額通知を発行する。10日以内に一括納税しない場合、未納部分に対して強制執行が行われる。
------	---

新型コロナウイルス(COVID-19)の影響による納税の延期又は分割納税申請書 (地方税適用)

申請日: 年 月 日

納税義務者		国民身分証 営利事業	統一番号	
家屋所在地/土地地号/車両ナンバープレート番号				
連絡先住所				
連絡先電話番号	(屋間)	(携帯電話)		
申請理由及び税目	新型コロナウイルスの影響により規定の納付期間内に一括納税出来ないため、税金徴収法(税捐稽徴法)第26条及び財政部2020年〇月〇日台財税字第〇〇〇号の規定に基づき、納税の延期又は分割納税を申請する。: 一、申請理由: <input type="checkbox"/> 無給休暇 <input type="checkbox"/> 短期における収入の急減 <input type="checkbox"/> その他事由() 二、税金類別: <input type="checkbox"/> 家屋税 <input type="checkbox"/> 地価税 <input type="checkbox"/> 車両鑑札使用税 <input type="checkbox"/> 年度納付すべき税金(納付書原本部を添付)。 (管理コード: 税額: 元, 納付期限日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 年度査定 of 追徴税、過料(納付書原本部を添付), (管理コード: 税額: 元, 納付期限日: 年 月 日) 三、税還付金がある場合、規定により未納税額から差引く。なお残額がある場合、 <input type="checkbox"/> 納税額から分割して差引くことに同意する。			
申請する延期期間又は納税分割回数 (いずれか1つのみ申請可能)	<input type="checkbox"/> 延期 個月 <input type="checkbox"/> 回の分割納税			

納税義務者: (署名又は押印)
 代理人(納付書の受領代行): (署名又は押印)
 代理人身分証番号:

注記: 代理人に委託する場合、代理人の資料の記入のほか、委任書及び代理人の身分証のコピーを添付すること。

-----切取線-----切取線-----切取線-----

新型コロナウイルス(COVID-19)の影響による納税の延期又は分割納税申請書 受領書

家屋所在地/土地地号/車両ナンバープレート番号: _____

家屋税 地価税 車両鑑札使用税
年度納付すべき税金(納付書原本部を添付)
年度査定 of 追徴税、過料(納付書原本部を添付)

氏(身分証番号: _____)が納税の延期又は分割納税を申請する納付書原本部、及び関連証
 明書類計 枚を受領した。

注記:

- 申請者の權益を保障し、後日の照合に使用できるよう、この受領書を保管してください。
- 郵送で申請する場合、家屋、土地又は車両を管轄する地方税務当局へ書留郵便でお送りください。並びに郵便局の領収書と併せてこの受領書を保管してください。
- 注意事項の詳細は以下を参照。

税務当局検収欄

注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 税金徴収法(税捐稽徴法)第26条の規定により、納税の延期又は分割納税を申請する家屋税、地価税又は車両鑑札使用税の納税義務者は納付書に記載の納税期限日までに本申請書を記入し、当初発行された納付書と併せて家屋、土地又は車両を管轄する地方税務当局へ提出する。 (規定の納付期限までに申請を提出できない場合、行政程序法第50条の規定により、その原因の消滅後10日以内に申請を提出すること) 納税延期期間又は納税分割回数: (1) 延期: 1から12ヶ月 (2) 分割: 2から36回、1か月を1回として計算する。 納税の延期又は分割納税が承認された場合、同一事由により納税の延期又は分割納税を再申請することは出来ない。別の事由により未納税金について、納税の延期又は分割納税を再申請する場合、前回納税の延期を選択した者は今回も延期に限定される。前回分割納税を選択した者は、今回も分割納税に限定される。前回及び今回の納税の延期期間又は分割納税期間の合計は3年を超えてはならない。 納税義務者は分割納税するいずれかの回の税金を期限までに納付しない場合、税務当局は納税義務者へ未納税額通知を発行する。10日以内に一括納税しない場合、未納部分に対して強制執行が行われる。
------	---

KPMG Taiwan Network

台北事務所

台北市信義路5段7号68F
Tel : 02 8101 6666
Fax : 02 8101 6667

新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号
Tel : 03 579 9955
Fax : 03 563 2277

台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段
201号7F
Tel : 04 2415 9168
Fax : 04 2259 0196

台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F
Tel : 06 211 9988
Fax : 06 229 3326

高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6
Tel : 07 213 0888
Fax : 07 271 3721

日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先 (日本語対応可能)

台北事務所

Tel : 02 8101 6666 (代表)
Fax : 02 8101 6667

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号 : 02337
E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号 : 02587
E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号 : 02909
E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号 : 06195
E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号 : 00584
E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号 : 02340
E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

横塚 正樹

T +886 (2)8758 9751 内線番号 : 16991
E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号 : 17640
E ryosukesuma@kpmg.com.tw

発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 林 琇宜

home.kpmg/tw/jp

© 2020 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.